

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No. 2473

特集Ⅰ

体感を通じて学ぶ火災爆発の危険

静電気が揮発した有機溶剤に引火

TOPPAN ホールディングス・安全道場

特集Ⅱ

はさまれ・巻き込まれ対策

製造現場の事例集まとめる

岐阜・大垣労基署

ニュース

1年で転倒 15%減へ

中災防 好事例集を作成

労働災害動画 配信しています!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓こちらから



5月
1日号

2025



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
社会保険労務士 小泉事務所

所長 小泉 正典

第375回

学生バイトが勤務後更衣室でケガ

■ 災害のあらまし ■

F社は、M市内に複数の店舗を展開するファミリーレストラン。数人のパート・アルバイトを抱え、接客や調理補助を担当させている。F社には制服があり、就業にあたっては制服を着用させている。大学生のアルバイトAが業務終了後、事業場内の更衣室で私服に着替えていた際、ロッカーの扉に手を挟んで負傷した。なお、着替えは、これまでの慣習により、始業前はタイムカードを打刻する前に、就業後はタイムカードを打刻した後に行わせていた。

■ 判断 ■

「タイムカード打刻後」「勤務終了後」という一見、業務上災害の認定を否定しそうなキーワードが並ぶものの、今回のケースは「業務遂行性」と「業務起因性」が認められ、業務上災害と認定された。

■ 解説 ■

労災の判断における業務上外の判断では、「業務遂行性」と「業務起因性」の2つの要件を確認することになる。業務遂行性とは、労働者が雇用契約に基づき事業主の支配下にある状態をいうが、今回のケースに当てはめると、店舗内の更衣室は、F社が管理する施設であり、施設内にいるということは事業主の支配下にあったと判断でき、業務遂行性が認められることになる。

次に、業務起因性について考えてみると、業務起因性とは、そのケガが業務が原因となったかどうか、いわゆる業務との因果関係があるかどうかということになる。今回のケースは、アルバイト業務が終了した後に発生したケガ、本来の業務を終えた後の就業時間外であり、また、タイムカード打

刻後という状況のこともあり、一見、業務が直接的な原因だったとはいえないのではないか、という判断がされがちであるが、労災認定における業務上外の判断においては、本来の業務の前後における準備や後始末の過程を含めて考えることになる。この点については、具体的に判断基準を示した行政通達（昭50・12・25基収第1724号）があり、「事業場施設内における業務に就くための出勤又は業務を終えた後の退勤で『業務』と接続するものは、業務行為そのものではないが、業務に通常付随する準備後始末行為と認められている。したがって、その行為中の災害については、労働者の積極的な私的行為又は恣意行為によるものと認められず、加えて通常発生しうるような災害である場合は、業務災害として取り扱うもの」とされている。

今回のAのケガに当てはめて考えてみると、業務を終えてすぐに、事業場内の更衣室で起きた災害であり、本来の業務そのものではないが、後始末行為として認められる。また、その行為中に、私的行為・恣意行為がなかったとすれば、ロッカーを使用する際にその扉で手を挟むという災害は、通常発生し得る災害である。よって、労災保険の業務災害と認められる。整理すると、①事業場内・施設内における業務に就くための出勤または退勤が「業務」と接続（直前、直後）していること、②私的行為、恣意行為でないこと、③通常発生する可能性のある災害であること、以上のことから判断することになる。

最後に、いくつか似たケースの事例を紹介しておこう。

就業後の例だと、退勤中に、事業場施設内の階段から転落して負傷、業務上災害と認められたケース。道路工事現場において



作業終了後、現場から事務所へ帰る途中、近道して戻ろうとしたところ、誤って川に転落して死亡した事例。始業前の例だと、バイクで出勤し、守衛所でタイムカードを打刻した後、再びオートバイで駐輪場に向う途中で、構内の私道でフォークリフトと衝突し負傷した事例。大雪の翌日、通常より早く出社し雪かきをおこなっていた際の転倒災害。いずれも業務上災害と認められている。

なお、少し話しははずれるが、今回のような着替え中に起きた災害が業務上災害と認定されることと、着替えなどの更衣が労働基準法上の労働時間にあたるかどうかは別問題となる。労基法上の「労働時間にはあたらぬ」＝「労災が認められない」ではないということである。労災における業務上外の判断をする際には、さきほど説明したように事業主の支配にあった状態か、そして、業務との因果関係により判断されるため、労災の場合は、時として、今回のように就業時間外に発生し、本来の業務に従事していない場合や、休憩中に起きた災害（社内設備が原因で生じた事故など）も労災認定される場合があるからである。

www.srup21.or.jp